

平成 22 年 8 月 30 日

非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書

1. はじめに

(1) 懇談会設置の趣旨

我が国においては、平成 19 年 8 月の企業会計基準委員会 (ASBJ) と国際会計基準審議会 (IASB) との東京合意や平成 21 年 6 月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を踏まえ、日本基準と国際財務報告基準 (IFRS) とのコンバージェンスを継続・加速化しているところである。

このように我が国の会計基準が大きく変化しつつある中、会計基準とその適用対象の関係について、十分な検討を行うべきであるとの意見が多くの関係者より出されている。

特に、非上場会社においては、資金調達などの事業活動の態様や財務諸表に対する関係者のニーズが上場会社とは異なっていることなどから、上場会社と同様に国際的なコンバージェンスが進められている会計基準を適用することの是非について関心が集まっているところである。

当懇談会では、日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避すべき又は最小限にとどめるべきなどの意見を踏まえ、非上場会社の実態、特性を踏まえた会計基準の在り方について幅広く検討することとした。また、検討にあたっては、我が国の非上場会社の多様性にも配慮し、我が国経済の成長や企業活力の強化に資するという観点も考慮に入れて検討を進めることとした。

(2) 懇談会の審議スケジュールと審議内容

第 1 回 平成 22 年 3 月 4 日

- 来賓の挨拶
大塚金融担当内閣府副大臣、加藤法務副大臣、近藤経済産業大臣政務官
- 我が国における非上場会社に適用される会計基準等の現状に関する説明
- 海外における非上場会社の会計基準の状況の紹介
- 全体的な意見交換

第 2 回 平成 22 年 4 月 7 日

- 参考人からの意見聴取
株式会社商工組合中央金庫審査第一部副部長清水謙之氏、TKC 全国政経研究

会政策審議委員長久田英詞氏（公認会計士・税理士）、中小企業家同友会全国協議会政策委員長大橋正義氏（株式会社大橋製作所代表取締役社長）

- 「非上場会社の会計基準の在り方に関する基本的な考え方」、「検討対象とする会社の分類」及び「適用される会計基準、指針」に関する意見交換

第3回 平成22年5月24日

- 参考人からの意見聴取
全国信用保証協会連合会業務企画部長堀野洋一郎氏、株式会社豆蔵 OS ホールディングス代表取締役社長荻原紀男氏、日本商工会議所非上場企業の実態に則した会計のあり方に関する研究会委員木村拙二氏（愛知産業株式会社監査役）
- 中小企業版 IFRS (IFRS-SMEs) の紹介
- 「検討対象とする会社の分類」及び「適用される会計基準、指針」に関する意見交換

第4回 平成22年6月24日

- 参考人からの意見聴取
多摩信用金庫中野支店副支店長野口豪氏、株式会社ミロク情報サービス内部監査室部長後藤智氏、全国商工会青年部連合会会長宮本周司氏（株式会社宮本酒造店代表取締役）
- 中小企業庁における中小企業の会計に関する研究会の検討状況の報告
- 「検討対象とする会社の分類」、「適用される会計基準、指針」及び「会計基準、指針を作成する主体」に関する意見交換

第5回 平成22年7月30日

- 中小企業庁における中小企業の会計に関する研究会の検討状況の報告
- 報告書のとりまとめ

2. 非上場会社に適用される会計基準、指針の状況

(1) 我が国の状況

現在、我が国の法制度において、財務諸表及び計算書類¹に関連する規定としては、金融商品取引法の規定と会社法の規定がある。また、これらとは別に、「中小企業の会計に関する指針（以下、「中小指針」という。）」が公表されている。

以下では、これらについて概説し、非上場会社にどのように用いられている

¹ 金融商品取引法では「財務諸表」、会社法では「計算書類」の用語が用いられている。

かを記述する。

金融商品取引法の規定

有価証券の募集又は売出し勧誘対象者が 50 人以上で価額が 1 億円以上等の会社（発行市場規制の場合）や株主数 500 人以上等の会社（流通市場規制の場合）については、金融商品取引法の適用対象となり、投資家保護の観点から企業内容を開示させるために有価証券届出書（発行開示）ないし有価証券報告書（継続開示）（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出が義務付けられている（金融商品取引法第 5 条、第 24 条等）。

これらの有価証券報告書等に含まれる財務諸表については、公認会計士又は監査法人（以下、「公認会計士等」という。）による監査を受けることが義務付けられている（金融商品取引法第 193 条の 2）。

また、有価証券報告書等に含まれる財務諸表については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従う必要があり（金融商品取引法第 193 条、財務諸表等規則第 1 条第 1 項）、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものが例示列挙されている（財務諸表等規則第 1 条第 2 項及び第 3 項）²。

これらの金融商品取引法の適用がある会社の財務諸表の作成に関しては、上場会社と非上場会社について取扱い上の差異はない³。したがって、金融商品取引法の適用対象となる非上場会社は、年度の財務諸表においては、上場会社と同一の会計基準が用いられている。

会社法の規定

会社法では、会社の規模等にかかわらず、株式会社の会計は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされている（会社法第 431 条）。また、会社計算規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」をしん酌しなければならないとされている（会社計算規則第 3 条）。

この一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の内容について、会社法及び会社計算規則では特に記述はないが、金融商品取引法に基づく財務諸表と会社法に基づく計算書類を同時に作成する場合は、基本的には両者は一致したも

² 財務諸表等規則第 1 条第 2 項では、企業会計審議会が公表した会計基準が規定されている。また、同条第 3 項では、一定の要件を満たした団体が公表した企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下で作成公表されたものとして金融庁長官が定めたものと規定されており、現状では企業会計基準委員会が公表した会計基準が該当するとしている。

³ 適用される開示制度の違いから、上場会社には四半期財務諸表の開示が求められている一方、非上場の金融商品取引法適用会社には中間財務諸表の開示が求められており、それぞれに会計基準が設けられている。

のとなっている⁴。

また、会社法は、資本金 5 億円以上又は負債 200 億円以上の会社を「大会社」とし（会社法第 2 条第 6 号参照）、他の会社とは異なる取扱いを設けており、金融商品取引法の適用対象とならない会社法上の大会社についても、実態上、上場会社と同一の会計基準が用いられてきている。

会社法上の大会社について上場会社と同一の会計基準が用いられているのは、会社法上の大会社は、株主及び債権者等の保護の観点から計算書類等の適正性を担保する必要性が大きいため、公認会計士等を「会計監査人」として選任し、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類について会計監査人の会計監査を受けることが義務付けられている（会社法第 328 条、第 337 条第 1 項、第 396 条第 1 項）ことがその背景にあると考えられる。なお、会社法上の大会社に該当しない会社であっても、定款の定め（会社法第 326 条第 2 項）によって、委員会設置会社を選択した場合には会計監査人の設置が義務付け（会社法第 327 条第 5 項）られており、また、それ以外の会社でも監査役の設置を条件として会計監査人を置くことができる（会社法第 327 条第 3 項）ため、これらの会社においても、実態上、会社法上の大会社と同様の会計基準が適用されていると考えられる。ただし、会社法の計算書類では、金融商品取引法において作成が求められるキャッシュ・フロー計算書の作成・公表は義務付けられておらず、四半期財務諸表又は中間財務諸表の作成も求められていない。加えて、注記事項についても、金融商品取引法上の開示とは異なるもの⁵となっている（会社計算規則第 98 条第 1 項参照）。

また、会社法の下でも、すべての会社に一律の注記事項を定めているわけではなく、会計監査人設置会社⁶のうち大会社かつ金融商品取引法適用会社、会計監査人設置会社であるが金融商品取引法適用会社でない会社、会計監査人設置会社以外の公開会社⁷、その他の会社のそれぞれに関して注記事項の範囲が異なる定めをおいている（会社計算規則第 98 条第 2 項）。

さらに、連結計算書類の作成が義務付けられているのは大会社かつ金融商品取引法適用会社に限定されているので（会社法第 444 条第 3 項）、金融商品取引法

⁴ 平成 10 年に法務省と大蔵省が公表した「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において、証券取引法（現在は金融商品取引法）と商法（現在は会社法）では、「要求される情報について差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきたところである。」とあるように、商法会計と証券取引法会計を合わせる方向で調整がなされてきた。

⁵ 例えば、金融商品取引法上の財務諸表では開示される退職給付の注記等は、会社法上の計算書類の注記事項には含まれていない。

⁶ 会社法上の「会計監査人設置会社」は、会計監査人を置かなければならない会社又は会計監査人を置く会社である（会社法第 2 条第 11 号参照）。

⁷ 会社法の「公開会社」は、譲渡制限株式以外の株式を発行できる会社である（会社法第 2 条第 5 号参照）。

と会社法の開示制度の違いから、連結会計基準など、金融商品取引法上の会計基準が適用されていない部分もある。

中小企業の会計に関する指針

金融商品取引法適用会社ではなく、かつ、会社法上の大会社にも該当しない会社については、実態上、会社規模が上場会社に匹敵するものから、零細企業まで様々なものがあるが、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものとして、中小指針が平成 17 年 8 月に公表された⁸。これは、中小企業が資金調達先の多様化や取引先の拡大等も見据えて、会計の質の向上を図る取組みを促進するために公表された、平成 14 年 6 月の中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」、同年 12 月の日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」、平成 15 年 6 月の日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を統合するものとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の 4 団体が作成主体となり、金融庁、法務省、中小企業庁がオブザーバーとして参画して公表されたものである。以後、中小指針は会計基準等の改正にあわせて、毎年改正されている⁹。中小指針の概要は以下のとおりである。

まず、中小指針の適用対象は、金融商品取引法の適用を受ける会社及びその子会社並びに関連会社や会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意に会計監査人を設置する会社を含む。）及びその子会社を除く株式会社であるとされている（中小指針第 4 項）。

中小指針は、中小企業が、計算書類を作成するに当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものであるため、中小指針により計算書類を作成することが推奨されている。とりわけ会計参与設置会社¹⁰については、中小指針に拠ることが適当であるとされ、中小指針は一定の水準を保ったものとなっている。もっとも、会計参与設置会社が、上場会社の会計基準と同一の基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではないとされている（中小指針第 3 項）。

⁸ 会社計算規則第 3 条の解説では、中小指針は、一定の範囲の株式会社にとっては会社法における公正な会計慣行に該当すると解されるとしている（「会社計算規則」逐条解説（税務研究会））。

⁹ 最新版として「中小企業の会計に関する指針（平成 22 年版）」が、平成 22 年 4 月 26 日公表されている。

¹⁰ 会社法は、公認会計士等又は税理士等が取締役（委員会設置会社においては執行役）と共同して計算書類を作成する制度として、会計参与制度を設け、会社規模にかかわらず会社は任意に会計参与を設置することができることとしている（会社法第 326 条第 2 項、第 333 条第 1 項、第 374 条第 1 項、第 6 項）。会社は、会計参与を設置することにより、計算書類作成に会計専門家の関与を制度的に担保することで、計算書類の正確性を確保し、かつ、外部からの信頼性を高めることが可能である。

次に、中小指針の作成にあたっての方針は、会社規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきであるという考え方に基づいている。ただし、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、上場会社と同一の会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合があり、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる場合もあるとしている（中小指針第6項）。そのため、中小指針においては、専ら中小企業のための規範として活用するため、これらの点を考慮し、一定の場合には会計処理の簡便化¹¹や法人税法で規定する処理¹²の適用が認められている（中小指針第6項、第7項）。

なお、会計情報に期待される役割として、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資する意義も大きいことから、会計情報を適時・正確に作成することも重要とされている（中小指針第6項）。

(2) 海外の状況

IFRS を導入又はコンバージェンスを進める諸外国では、非上場会社の会計基準の適用について、国ごとに様々な取り組みが行われている。我が国の検討を行う上で、各国の制度を参考にすることは有用であると考えられるため、ここでは、IFRS を既に導入しているイギリス、ドイツ、フランス及び、2011年にIFRS導入を計画している韓国の非上場会社の個別財務諸表に関する会計基準の適用状況の概要について記載する（表1-1参照）。また、米国も、非上場会社に関する会計基準の在り方についての検討を開始したので、その動向についても紹介する。なお、それぞれの詳細については、参考資料において記載している。

会社の分類

EU（欧州連合）域内の各国は、IAS規則（IAS Regulation（2002年7月））¹³により規制市場への上場会社とそれ以外の会社に分類され、かつ、それ以外の会社は、第4次会社法指令において、（表1-2）のように、総資産、売上高、平均

¹¹ 例えば、所有権移転外ファイナンス・リースの借手は、売買処理を原則とするが、未經過リース料を注記したうえで賃貸借処理を行うことができる（中小指針第74-3項）。

¹² 法人税法で定める処理を適用できる場合とは、会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められるときと、会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合とで重要な差異がないと見込まれるときであるとしている（中小指針第7項）。例えば、減価償却は、法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することができる（中小指針第34項）。

¹³ 国際的な会計基準の適用に関する2002年7月19日ヨーロッパ議会及び閣僚理事会規則第1606/2002号

従業員数のうち2つ以上の規準に合致するか否かに応じて、大・中・小会社の3つに分類される。このため、イギリス、ドイツ、フランスでは、会社法又は商法において、EUの基準値をもとに各国ごとにそれぞれ数値基準を定め（表1-2参照）、大・中・小会社に区分している。

一方、韓国では大会社と中小会社に分類している。大会社と中小会社の分類要件は、「中小企業基本法」により業種ごとに規定¹⁴されており、「中小企業基本法」上の中小企業（会社）に分類されるためには、さらにそれらの要件に加えて常時勤労者数や資本金又は売上高という規模基準、独立性基準において一定水準の要件を満たすことが必要とされている。

適用される会計基準

イギリスでは、非上場会社の財務諸表には財務報告基準(Financial Reporting Standards : FRS)が適用されるが、小規模会社¹⁵は、小規模会社向け財務報告基準(Financial Reporting Standards for Small Entities : FRSSSE)の適用が認められている。また、規模にかかわらずIFRSを適用することも認められているが、IFRSを選択した企業がその後UK-GAAP(FRS又はFRSSSE)に復帰することは、原則として禁止されている。

ドイツでは、商法(“Handelsgesetzbuch” : ドイツ商法典(HGB))において会計基準が規定されており、フランスではプラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)において規定されている。中小企業については、両国とも、それぞれHGB、PCGの中で簡略化した貸借対照表や損益計算書の開示を認める取扱いが定められている¹⁶。なお、非上場会社の財務諸表にIFRSを適用することは認められていない。

韓国では、2011年1月から上場企業に韓国語版IFRSを強制適用することとしているが、それ以外の会社については、現行の企業会計基準(韓国基準)を修正・補完した一般企業会計基準が適用される。なお、中小企業については、現行の企業会計基準第14号において作成負担に配慮した会計処理の特例が認められているが、同基準は、一般企業会計基準の第31章(中小企業会計処理特例)として現行のまま維持されている。また、非上場会社についても、韓国語版IFRSを適用することが認められているが、韓国語版IFRSを選択した会社がその後一

¹⁴ 例えば製造業の場合、「各月末の従業員数が300人以上、かつ前期末の資本金が80億ウォン(6億円)以上」という要件を満たした場合に、大企業に分類されることになる。(円換算は6月末現在(以下同様))

¹⁵ 総資産2,800千£(4億円)以下、売上高5,600千£(7億円)以下、平均従業員数50人以下の3つの基準のうち、2つ以上を満たす場合が該当する。(円換算は6月末現在(以下同様))

¹⁶ 第4次会社法指令により、小規模会社は、計算書類について簡易表示様式での作成が認められており、中規模会社は、注記、付属明細書について簡易表示様式が認められている。

般企業会計基準に戻ることにはできないとされている。

基準設定主体

イギリス及び韓国では民間の基準設定主体が会計基準の制定及び改廃を行っている。具体的には、イギリスでは、FRS については会計基準審議会 (Accounting Standards Board : ASB) が、FRSSE については、ASB 内の小規模事業体会計委員会 (the Committee on Accounting for Smaller Entities : CASE) が制定及び改訂を行っている。また、韓国でも、「韓国会計基準院」が金融委員会の委託を受けて、制定及び改訂を行っている。

これに対して、ドイツ、フランスでは個別財務諸表に適用される会計基準の制定及び改廃を公的機関が行っている。ドイツの会計基準の設定に関する権限は立法府 (議会) にあり、フランスは会計基準局¹⁷ (Autorité des Normes Comptables : ANC) が設定している。

最近の動向

EU では、2009 年 2 月、欧州委員会 (EC) が、第 4 次・7 次会社法指令に新たに「零細企業」の概念を導入するとともに、EU 域内各国において零細企業に財務諸表の作成義務を免除することを認める方向で同指令の改正作業を進めていくことを発表した。しかし、2009 年 7 月に、IASB から「中小企業版 IFRS」(IFRS for SMEs¹⁸) が公表されたため、上記改正作業は中断され、EC は、EU 域内の中小企業に中小企業版 IFRS を適用すべきか否かについての検討を開始し、2009 年 11 月、EU 域内における非上場会社向けに中小企業版 IFRS を適用すべきか否か等について、改めて討議資料¹⁹ (コメント期限：2010 年 3 月) を公表している。

イギリスでは、2009 年 8 月に、ASB が非上場会社の一部に中小企業版 IFRS を適用する提案書 (CONSULTATION PAPER) を公表している (コメント期限：2010 年 2 月)。具体的には、「公的説明責任」を基本とし、企業のタイプごとに異なる会計基準の適用を提案している。すなわち、上場会社等と小規模会社に²⁰つ

¹⁷ 2010 年より国家会計審議会 (Counseil Natonal de la Comptabilite : CNC) と会計基準委員会 (Comité de la Réglementation Comptable) が統合され、会計基準局 (Autorité des Normes Comptables : ANC) となっている。

¹⁸ 中小企業向けに作られた独立した基準であるが、適用される企業規模に関する数値基準はない。利用者のニーズとコスト・ベネフィットを考慮し、Full IFRS から、中小企業に発生しない項目・章を削除し、複数の会計処理 (会計方針の選択) の単一化、認識及び測定 of 簡素化を図っている。また、3 年ごとの改訂が予定されている。

¹⁹ 討議資料に寄せられたコメントもすでに公開されているが、IFRS for SMEs の強制の方向はかなり少なくなっている。

²⁰ 総資産 3,200 千 £ (4.3 億円) 以下、売上高 6,500 千 £ (8.6 億円) 以下、平均従業員数 50 人以下の 3 つの基準のうち、2 つ以上を満たす場合が該当することとなり、現行より小規模会社の範囲が拡大する。

ては、現行と変更はないものと考えられるが、小規模会社以外の企業については、公的説明責任がある企業には EU が採用する IFRS を適用し、公的説明責任がない企業には中小企業版 IFRS の適用を提案している。

ドイツでは、2009 年 5 月に連邦官報に公示された「ドイツ会計基準近代化法」(Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts : BilMoG)により、ドイツ商法が改正された。この改正では IFRS へのコンバージェンスや報告する情報の拡充が行われているが、中小企業については、中小企業のニーズを考慮し、一部取扱いを簡略化している²¹。

フランスでは、前述の EC の討議資料に対して、中小企業版 IFRS は中小企業にとって複雑であるため、適用することに賛成しないとコメントしている。コメントでは、その理由として、個別財務諸表には、会計、税、法規則における一貫性を維持した、簡素で安定的な基準が必要であるとしている。

米国では、2009 年 12 月、米国公認会計士協会 (AICPA)、財務会計財団 (FAF) 及び州別会計委員会全米協会 (NASBA) が、非上場会社の会計基準の在り方 (非上場会社向けに別個の会計基準が必要か否かを含む) について、審議会 (ブルーリボンパネル) を設置して検討を開始している。同審議会は、中小企業関係者、会計専門家、財務諸表利用者、大学関係者を含む 18 名のメンバーと関係省庁を含むオブザーバーから構成されており、5 回程度の審議を経て、年内に報告書を取りまとめることが予定されている。報告書は、その後、FAF 評議員会に提出され、その後に公開協議がされる予定である。

以上のように、今回の調査対象とした国(米国を除く)においては、非上場会社を総資産、売上高、従業員数などの規模に基づき区分した上で、ドイツやフランスでは、中小規模の会社について、上場会社の財務諸表よりも簡略化した開示を認め、また、イギリスや韓国では、小規模会社向けの会計基準を別に設けるという方策がとられている。

²¹ 小規模会社への税効果会計の適用免除のほか、オフバランス取引、関連当事者の注記について、小規模会社は記載不要、中規模会社は記載内容の一部簡略化などの取扱いが定められている。

(表 1-1)各国の会計制度の概要

1. IFRS 採用国の会計基準の適用関係

		(参考)EU 規制 22	イギリス		ドイツ	フランス	韓国
上 場	連結	IFRS ²⁴	IFRS		IFRS	IFRS	K-IFRS(韓国語版) ²⁵
	個別	各国基準等 ²⁶	IFRS or FRS(英国基準)		ドイツ基準 ²⁷	フランス基準 ²⁸	K-IFRS(韓国語版)
非 上 場	連結	各国基準等	小規模企業以外	IFRS or FRS	IFRS or ドイツ基準	IFRS or フランス基準	K-IFRS (韓国語版) or 韓国基準 ²⁹
			小規模企業	IFRS or FRS or FRSSE ³⁰			
	個別 31	各国基準等	小規模企業以外	IFRS or FRS	ドイツ基準	フランス基準	K-IFRS (韓国語版) or 韓国基準
			小規模企業	IFRS or FRS or FRSSE			

²² IAS 規則 (2002 年 7 月) により、EU 域内会社について、2005 年以降、上記の取扱いとされている。

²³ 規制市場(Regulated market)への上場を指す。

²⁴ EU 域内 (イギリス、ドイツ、フランス) については、EU が採用した IFRS

²⁵ 早期適用会社を除き、2011 年以降に強制適用される。

²⁶ 各国において、全部又は一部の会社に対して、IFRS に準拠することを強制又は容認することが可能。(非上場の連結・個別も同様)

²⁷ ドイツ商法典 (Handelsgesetzbuch (HGB))。個別財務諸表において、IFRS を適用することは認められていないが、一定の会社については情報として開示することは認められている。(非上場の個別も同様)

²⁸ プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)。

²⁹ 韓国基準 (一般企業会計基準) 第 4 章において連結財務諸表の作成対象とされる場合。

³⁰ FRSSE は、英国の小規模企業向け財務報告基準である。

³¹ ドイツ、フランス、韓国は各基準の中に、中小企業に配慮した一定の簡略化規定が設けられている。

(表 1-2) 会社分類 (非上場会社個別財務諸表)

		イギリス	ドイツ	フランス	韓国	
会社区分	3つの基準のうち、2つ以上の基準に合致するか否かに応じて大・中・小に分類される。					
	大	総資産	11,400 千 £ (15 億円 ³²) 超	19,250 千 € (21 億円) 超	3,650 千 € (4.0 億円) 超	中小企業と大企業の分類要件は、「中小企業基本法」により業種ごとに規定されており、さらにそれらの要件に加え、常時勤労者数や資本金又は売上高の規模、独立性基準といった一定水準の要件も併せて総合的に判断される。
		売上高	22,800 千 £ (30 億円) 超	38,500 千 € (42 億円) 超	7,300 千 € (8.0 億円) 超	
		従業員数	平均 250 人超	平均 250 人超	平均 50 人超	
	中	総資産	11,400 千 £ (15 億円) 以下	19,250 千 € (21 億円) 以下	3,650 千 € (4.0 億円) 以下	
		売上高	22,800 千 £ (30 億円) 以下	38,500 千 € (42 億円) 以下	7,300 千 € (8.0 億円) 以下	
		従業員数	平均 250 人以下	平均 250 人以下	平均 50 人以下	
	小	総資産	2,800 千 £ (4 億円) 以下	4,840 千 € (5 億円) 以下	267 千 € (0.3 億円) 以下	
		売上高	5,600 千 £ (7 億円) 以下	9,680 千 € (11 億円) 以下	534 千 € (0.6 億円) 以下	
従業員数		平均 50 人以下	平均 50 人以下	平均 10 人以下		
非上場企業(個別財務諸表)に適用される会計基準		英国基準 (FRS) が適用されるが、IFRS の適用も可能である。また、小規模会社は FRSSE (小規模企業向け財務報告基準) の適用も認められている。	ドイツ基準 (HGB) が適用される。HGB において中小企業に、簡略化した貸借対照表や損益計算書の開示が認められている。	フランス基準 (PCG) が適用される。PCG において、中小企業に、簡略化した貸借対照表及び損益計算書の開示が認められている。	現行の韓国基準を修正・補完した一般企業会計基準が適用される。中小企業は、同基準の第 31 章(中小企業会計処理特例)により、緩和された会計基準の適用を検討することができる。	

³² 平成 22 年 6 月末レート : 1 £ = 133 円、1 € = 109 円で換算

3. 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方³³

(1) 我が国の非上場会社の現状

非上場会社の多様性

我が国における法人税の申告会社は約 260 万社³⁴であり、そのうち上場会社は約 3,900 社³⁵であるため、大半の企業は非上場会社である。非上場会社には、金融商品取引法に定められる監査の対象となる会社(約 1,000 社³⁴)や会計監査人の会計監査が義務付けられる会社法上の大会社(約 1 万社³⁴)がある一方で、それら以外の中小企業が大半を占め、極めて幅広い構成となっている。

したがって、非上場会社の会計基準の在り方を検討する場合、これらの多様性を十分に考慮することが必要であると考えられる。

非上場会社の財務諸表の利用者

非上場会社のうち金融商品取引法の対象会社や会社法上の大会社の中には、上場企業と同様に比較的多数の投資家に株式や社債を発行し資金調達を行う会社や多数の株主を有する会社もあり、これらの会社の財務諸表の利用者は、株主、社債保有者をはじめ金融機関、取引先、従業員など多岐にわたっている。

一方、非上場会社のうち中小企業においては、財務諸表の利用者は、ごく少数の株主のほか、金融機関、取引先、税務当局などに限定される場合が多い。

非上場会社における経理の実態

非上場会社のうち金融商品取引法の対象会社は、有価証券報告書の作成義務があり、特に大規模な会社においては、上場会社と同様の経理の体制を有する会社もみられる。また、会社法上の大会社の中にも、同様の経理の体制を有する会社もみられるようである。

一方、非上場会社のうち中小企業においては、会計帳簿の記帳も十分には行えず、税理士等に委託するケースも多く、経理担当者の会計基準に対する知識や人員体制が必ずしも十分ではないことが多いという実情がある。事業年度中は、現金の収支に基づく会計処理が行われ、事業年度末において債権債務に関する修正などが行われる例もみられ、税効果会計や退職給付会計、減損会計などは意識されていないことが多いという指摘もある。

³³ 懇談会における議論の中では、非上場会社の個別財務諸表のみならず上場会社の個別財務諸表の在り方についても検討が必要であるとの意見が表明された。

³⁴ 第 133 回国税庁統計年報 平成 19 年度版より。

³⁵ 平成 22 年 3 月 26 日 企業会計審議会総会資料より。

(2) 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方

財務諸表の目的

一般に、財務諸表は、投資家や株主などの財務諸表の利用者に、企業の経営成績や財政状態を伝える役割、すなわち財務諸表の利用者への情報の提供という重要な役割がある。財務諸表の利用者は、財務諸表に基づいて経営者の責任を評価できるとともに、財務の健全性を理解することができる。また、経営者が経営意思決定の基礎情報として自社の財産及び経営状況を把握するために用いられる。さらに、財務諸表は、会社法の分配可能額の計算や法人税法上の課税所得の計算の基礎にも用いられる。

このように財務諸表の目的は多岐にわたるが、上場会社の財務諸表と非上場会社の財務諸表では、利用目的の重点度合いが異なると考えられる。

上場会社においては、多数の投資家が存在し、投資家は財務諸表を自らの投資意思決定のために利用する。したがって、上場会社の財務諸表については、投資家への情報提供が主目的となり、投資家が企業価値評価のために企業の将来のキャッシュ・フローを予測するのに必要な情報が求められている。

一方、非上場会社においては、とりわけ中小企業の財務諸表の利用者は、「3.(1) 非上場会社の財務諸表の利用者」に記載したとおり、ごく少数の株主のほか地方銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、取引先、税務当局などに限定される場合が多い。また、中小企業の経営者が自社の財産及び経営状況を把握するために利用できることが重視される。したがって、企業の将来のキャッシュ・フローの予測に資するという側面よりも、保守的な会計処理が指向され、配当制限や課税所得計算など利害調整的な側面がより重視されると考えられる。

非上場会社の会計基準の検討に必要とされる基本的な視点

非上場会社の会計基準の在り方の検討にあたっては、「3.(1) 非上場会社の多様性」を考慮する必要があると考えられ、非上場会社を一つのまとまりとして議論するのではなく、法定監査の有無や財務諸表の作成目的、会社の規模、特性などを踏まえ、区分した上で議論する必要があると考えられる。

非上場会社の中でも外部の監査人の監査が義務付けられる金融商品取引法の対象会社や会社法上の大会社に適用される会計基準は、基本的に、上場会社の会計基準と同様又はそれを基礎としたものを指向する必要があると考えられる。

一方、非上場会社のうち、とりわけ中小企業に適用される会計基準、指針については、中小企業の特性を踏まえ、中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資する観点からとりまとめることが肝要であると考えられる。具体的には、経営者が自社の財産の状況や経営の状況を把握することに役立つことが重

要であり、経営者にとって理解し易く、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものであることを指向する必要があると考えられる。

(詳細については、「4. 非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針」を参照)

法人税法との関係

わが国の法人税法においては、会計上の利益を基礎に課税所得を計算する確定決算主義が採用されている。本懇談会の議論では、非上場会社のうち中小企業においては、「3.(1) 非上場会社における経理の実態」を踏まえると、会計処理と税務処理がなるべく一致することが重要であり、確定決算主義を維持すべきとの意見が多く出された。その一方で、税法上の処理が、必ずしも会計基準に準拠した処理であるとは限らないことから、中小企業においても企業の経済的実態を表す適切な利益計算の観点からの検討が必要であるとの意見も出された。

検討の結果、現行の確定決算主義を前提としたうえで、中小企業の実態を踏まえて法人税法の取扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準の在り方の検討を行うことが適当である。

会計基準の国際化との関係

本懇談会においては、「3.(1) 非上場会社の財務諸表の利用者」の実態を踏まえると、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計基準又は指針は国際基準の影響を受けず、安定的なものにすべきである。

ただし、非上場会社の中には、グローバルな活動を行っている会社や上場を計画している会社もあり、そのような会社が、会計基準の国際化を考慮に入れた対応を行うことを妨げるものではない。

非上場会社の教育、普及のための施策の必要性

非上場会社の中でも、外部の監査人による会計監査が義務付けられていない会社については、会計基準又は指針を遵守する誘因が相対的に低いため、会計基準又は指針の普及や教育が非常に重要であるとの意見が、懇談会において多く出された。現状では、信用保証協会による保証料の割引や、民間金融機関による貸出金利の優遇や貸出条件の緩和などの制度により、中小指針の活用の促進策が採られている。我が国の中小企業の健全な育成を図る観点からは、支援策の拡充等、関係者が協力して、教育、普及に努めることが期待される。

株主、債権者のほかに従業員も含んだ視点

本懇談会では、従業員の視点に立った場合、連結財務諸表よりも個別財務諸表の方が多く利用されており、個別財務諸表が企業の状況を正確に反映していることが重要であるとの意見が出された。

また、現状では中小企業の財務諸表は公表されていないことが多いため、従業員が容易に自社の財務諸表を利用できるようにする方策を検討すべきであるとの意見も出された。

4. 非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針

(1) 検討の推移

分類の必要性

前述のとおり、非上場会社には、金融商品取引法に定められる監査の対象となる会社や会計監査人の会計監査が義務付けられる会社法上の大会社がある一方で、会社数としては、それら以外の中小企業が大半を占め、極めて幅広い構成となっている。また、利害関係者の範囲が大きく異なり、経理能力も大きく異なっている。したがって、非上場会社の実態、特性を踏まえて対応することが必要であることについて、本懇談会において異論はなかった。

次に、どのような分類を設け、それらの分類に基づいて、どのような会計基準、指針を適用するかが論点となった。海外の例などを参考にすると、以下のような分類がまず考えられた。

- 適用される法律による分類（金融商品取引法、会社法）
- 会社規模による分類
- 公的説明責任の有無による分類
- 会社のガバナンス形態による分類（会計監査の有無、会計参与の設置の有無等）

ここで、適用される法律による分類、会計監査の有無による分類は長年行われてきているものであり、理解がしやすいと考えられ、議論の出発点として、以下の二つの案の検討が行われた³⁶。

[第一案]

³⁶ これらの分類とは別に、「上場会社の子会社及び関連会社の財務諸表」については、親会社等との会計方針の統一が求められることから、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図っていく必要があると考えられ、この点については本懇談会において、基本的に異論はなかった。

- A) 金融商品取引法の対象となる非上場会社の財務諸表
- B) 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社の財務諸表（計算書類）
- C) 会計参与設置会社等の財務諸表（計算書類）
- D) その他の中小企業の財務諸表（計算書類）

[第二案]

- A) 金融商品取引法の対象となる非上場会社の財務諸表
- B) 金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社の財務諸表（計算書類）
- C) その他の中小企業の財務諸表（計算書類）

検討にあたっては、参考人からの意見聴取を踏まえ、また、非上場会社の分類と適用される会計基準又は指針は密接に関係することから両者を合わせた検討を行った。

(2)会社分類と適用される会計基準又は指針についての考え方

金融商品取引法の対象となる非上場会社

非上場会社のうち、「金融商品取引法の対象となる非上場会社」については、基本的には広く投資家を対象としているため、上場会社に用いられる会計基準を基本的には適用することとし、金融商品取引法の規定により対応していくことについて、特段の異論はなかった。

金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社

「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」については、会計監査人による監査が義務付けられているため、上場会社に用いられる会計基準と整合性を図っていく必要があると考えられる。ただし、一般的に、上場会社に比べ利害関係者が少ないと想定されるため、財務諸表の開示の簡略化の必要性があるとの意見も多く聞かれた。なお、国際的な資金調達をしていない会社においては会計基準の国際化が負担であるという意見も出された。

したがって、「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」については、今後、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理及び開示の簡略化を検討していくことが適当であると考えられる³⁷。

なお、懇談会では、会社分類の判定基準として、現在の資本金と負債の金額によるのは必ずしも適切ではなく、海外での取扱いも参考にして、総資産、売

³⁷ 会計監査の対象となる「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」の財務諸表に関する会計基準については上場会社に適用されるものを基礎とすることから、引き続き企業会計基準委員会において開発されることが適当であると考えられる。

上高、従業員数などを会社分類の判定基準として設けてはどうかという意見もあった。

会社法上の大会社以外の会社

「金融商品取引法の対象となる非上場会社」及び「金融商品取引法適用会社以外の会社法上の大会社」以外の非上場会社（以下、「会社法上の大会社以外の会社」）に関する会計基準、指針をどのように取り扱うかについては、参考人からの意見も踏まえ、活発な議論が行われた。懇談会で出された意見は、大きく以下の２つに集約することができる。

一つは、会計参与設置会社等を対象にした現在の中小指針の他に、中小企業を対象にした会計基準、指針を別に設定すべきという意見である。この論拠としては、現在の中小指針は、会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきであるという考え方に基づき作成されており、また、一定の水準を保ったものとなっており、さらに、法人税法で規定する処理の適用が一定の場合に限られている。このため、多くの中小企業にとっては難易度が高く、あまり普及していない状況にあり、中小企業の成長に資する観点から、中小企業の実態に即した別個の会計基準又は指針の新たな策定が必要であるというものである。その際には、中小企業が採用し遵守できるよう、中小企業の実状に即したものを、中小企業関係者の総意になるものとしてボトムアップで設ける必要があり、また、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の枠内で、税法処理を基礎とした基準を作成すべきである。一方で、現行の中小指針は、完成度が高いことから、見直す必要はないというものであった。

もう一つは、現在の中小指針を見直すことで対応できるという意見であった。その論拠としては、中小指針は会計参与設置会社や上場を目指す会社等において、有益に活用されているものであり、また、会計参与設置会社等以外の会社でも使うことを想定して作成されているので、現在の中小指針の書きぶりを見直すことや適用の仕方を解説した利用ガイドを示すことにより対応可能であるというものである。また、複数の会計基準、指針を作成した場合、利用者に混乱が生じることが予想されるという指摘もあった。

検討の結果、以下の方針に基づき、とりまとめることが適当であるとされた（表２参照）。

まず、基本的なスタンスとしては、「3.(2) 非上場会社の会計基準の検討に必要なとされる基本的な視点」に記載しているように、中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資するという観点から、作成を行うこととする。また、適

用される会計指針については、国際基準の影響を受けず安定的なものにする。

次に、具体的な対応は2点からなる。

1点目は、「会社法上の大会社以外の会社」について一定の区分を設け、その区分に該当するものについては、中小指針とは別に新たな会計指針を作成することとする。「一定の区分」の区分方法については、会社の属性（同族会社、法定監査対象外の会社、会計参与の設置を当面予定していない会社、資金調達の種類、財務諸表の開示先等。将来上場を目指す企業は対象外とする。）会社の行っている取引の内容の複雑性（外貨建の取引、デリバティブ等）会社規模（売上高、総資産、資本金、従業員数等）という複数の意見が出されており、具体的には、報告書公表後、新たな会計指針を作成する際に、関係者にて検討することとする³⁸。なお、新たに作成する会計指針の名称については、具体的に作成する際に併せて検討することとされた。

一定の区分に該当する会社群に適用する会計指針は、以下の内容とする。

- 中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
- 国際基準の影響を受けないものとする。
- 法人税法に従った処理に配慮するとともに、会社法第431条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するよう留意する。
- 新たに設ける会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の報告書公表後、関係者にて検討する。

2点目は、現在の中小指針の見直しに関してであり、以下の内容とする。

- 平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする。
- 会計参与が拠るべきものとして一定の水準を引き続き確保するものとする。
- 会社法上の大会社以外の会社すべてを新たに設ける会計指針と現在の中小指針でカバーするために、現在の中小指針を適用する会社群については、中小指針の見直し時に、新たに設ける会計指針の適用される範囲と整合性のとれるものとする。

5. おわりに

³⁸ 現在の中小指針と新たに設ける会計指針について、同一の状況にある会社の分配可能限度額が、基本的に同一となるよう留意する必要があると考えられる。なお、この点に関する検証の在り方については、今後の検討課題とする。

本懇談会は、会計基準のコンバージェンスが進展する中、非上場会社、とりわけ中小企業への会計基準の国際化の影響を回避又は最小限にすべきという問題意識に基づき、かつ非上場会社に適用される会計基準又は指針の全般的なグランドデザインを描くことを目的としたものであった。

非上場会社の会計に関連する者が一堂に会して活発な議論を行った結果、非上場会社、とりわけ中小企業に適用される会計指針については国際基準の影響を受けないものとするという共通認識を得るとともに、中小企業の実態を踏まえて新たな区分を設けて中小企業全般に企業会計の考え方を浸透する方向性を示しており、今後の非上場会社の会計を進展させていく上で、意義深いものであったと考えられる。今後、本報告書に記載した具体的な対応を進めていくにあたり、関係者による精力的な取り組みを期待したい。

(表2) 会社の分類と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準 の任意適用	日本基準
① 金商法開示企業 (上場会社以外)	約1,000社	日本基準 [連結先行でコン バージェンス]	
② 会社法大会社 (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は、負債総額200億 円以上)	約10,000社 から上場会社、①に含 まれるものの数を除く		日本基準 (注)簡略化
③ 上記以外の株式 会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、②に 含まれるものの数を除く	作成義務 なし	中小指針 新たな区分の指針(仮称)

(注) 平成 22 年 3 月 26 日の企業会計審議会総会の資料を基
に作成。なお、上場会社の連結財務諸表への国際会計
基準の強制適用については、平成 24 年を目途にその是
非を判断。

以上

「非上場会社の会計基準に関する懇談会」名簿

座長	安藤 英義	専修大学 商学部教授
副座長	島崎 憲明	住友商事株式会社 特別顧問
	宮城 勉	日本商工会議所 常務理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会 専務理事
	逢見 直人	日本労働組合総連合会 副事務局長
	池田 隼啓	日本税理士会連合会 会長
	上西 左大信	日本税理士会連合会調査研究部 特命委員
	増田 宏一	日本公認会計士協会 前会長
	小見山 満	日本公認会計士協会 副会長
	久保田政一	日本経済団体連合会 専務理事
	佐藤 行弘	三菱電機株式会社 常任顧問
	神田 秀樹	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	品川 芳宣	早稲田大学大学院 会計研究科教授
	平松 一夫	関西学院大学 商学部教授
	西川 郁生	企業会計基準委員会 委員長
新井 武広	企業会計基準委員会 副委員長	
(オブザーバー)		
	河合 芳光	法務省 民事局参事官
	三井 秀範	金融庁 前総務企画局企業開示課長 (現総務企画局総務課長)
	平塚 敦之	経済産業省 経済産業政策局企業行動課企画官
	濱野 幸一	前中小企業庁 事業環境部財務課長 (現経済産業省製造産業局産業機械課長)
	松崎 裕之	東京証券取引所 上場部長

各国の会計制度の概要

1. EU

(1) 会計基準の適用関係

区 分	上場（注1）	非上場
連結財務諸表	EU が採用した IFRS	各国基準等
個別財務諸表	各国基準等	各国基準等

(注1)規制市場(Regulated market)への上場を指す。

(注2)詳細は、以下の通り。

- IAS 規則（IAS Regulation（2002年7月））により、EU 域内会社について、2005年以降、以下の取扱とされている。
 - ・ 規制市場への上場会社の連結財務諸表・・・EU が採用した IFRS に準拠して作成。
 - ・ 規制市場への上場会社の個別財務諸表・・・原則、各国基準に準拠して作成。但し、各国において、全部又は一部の会社に対して、IFRS に準拠することを強制又は容認することが可能。
 - ・ 規制市場への上場会社以外の連結・個別財務諸表・・・同上。
- 第4次会社法指令により、EU 域内の有限責任会社に関して、各国の法制度に基づき開示が要求されている個別財務諸表のあり方（財務諸表の様式、会計処理及び注記のあり方を含む）が規定。
- 第7次会社法指令により、連結財務諸表について、上記の内容が規定。

(2) 会社分類

- 上記 IAS 規則において、規制市場への上場会社とそれ以外の会社に分類される。
- 第4次会社法指令において、以下の2つ以上の規準に合致するか否かに応じて、大・中・小会社の3つに区分し、中小会社についてはEU 域内各国に会計処理、注記事項、監査義務等を簡素化することを認めている。

区分	総資産（ユーロ）	売上高（ユーロ）	平均従業員数（人）
大	17,500 千 超 （19 億円超）	35,000 千 超 （38 億円超）	250 超
中	17,500 千 以下 （19 億円以下）	35,000 千 以下 （38 億円以下）	250 以下
小	4,400 千 以下 （5 億円以下）	8,800 千 以下 （10 億円以下）	50 以下

(*) 6月末レート：1€ = 109 円で換算

- 第4次会社法指令に従って作成される個別財務諸表、及び、第7次会社法指令によって作成される連結財務諸表について、原則、監査を求めている。但し、小規模会社の個別財務諸表については、EU 域内各国において監査義務を免除することが認められている。

(3) EU における会計基準の特徴

- IASB から公表された IFRS のうち基準毎に所定のエンドースメント手続を経て承認されたものが「EU が採用した IFRS」とされ、規制市場への上場会社の連結財務諸表に適用される。

(注) 現状、IAS39 の一部 (ヘッジ会計の適用要件) について適用除外とされている。

- 規制市場への上場会社の連結財務諸表以外には、EU レベルで特定の会計基準の適用は強制されていない。但し、第4次・7次会社法指令に基づいて EU 域内各国において制定された法令に準拠することは求められている。

(4) 最近の動向

- 2009年2月、欧州委員会 (EC) が、第4次・7次会社法指令に新たに「零細企業」 (Micro entity: 以下2つ以上の規準に合致するもの。概ね、EU 域内企業約7百万社のうち、5百万社程度に相当) の概念を導入するとともに、EU 域内各国において零細企業に財務諸表の作成義務を免除することを認める方向で同指令の改正作業を進めていくことを発表。

(2010年3月、EU 議会が、零細企業について財務諸表作成義務を免除する旨を可決。今後、閣僚理事会において議論される予定。)

区 分	規 準	円換算額 (*)
売上高	1,000 千ユーロ以下	約 1.1 億円以下
総資産	500 千ユーロ以下	0.5 億円以下
従業員の平均	10 人以下	-

(*) 6月末レート : 1€ = 109 円で換算

- 同時に、同指令について、その他の改善を図るための公開協議 (コメント期限 : 2009年4月末) を実施。
- 2009年7月、IASB から「中小企業版 IFRS」が公表。このため、EU 域内の中小企業に本基準を適用すべきか否かを検討することとし、上記改正作業を中断。
- 2009年11月、EC が、EU 域内における非上場会社向けに「中小企業版 IFRS」を適用すべきか否か等について改めて協議資料 (コメント期限 : 2010年3月) を公表 (2010年6月、当該協議資料の結果が公表)。

2. イギリス

(1) 会計基準の適用関係

- 会計基準については、IFRS、FRS（英国基準）、FRSSE（英国の小規模企業向け財務報告基準）の3つが併存しており、以下の会社分類に応じて適用されている。ただし、IFRSを選択した企業がその後にUK-GAAPに復帰することは、原則として禁止されている（2006年会社法s.395(3)）。

会社区分		会計基準
ロンドン証券取引所(AIM含む(注1)) 上場企業 IEX も含まれる。		連結は EU が採用した IFRS (個別は IFRS or FRS)
非上場企業・PLUS 上場企業	小規模企業 以外	FRS ただし、EU が採用した IFRS も選択可
	小規模企業 (注 2)	FRSSE ただし、EU が採用した IFRS、FRS も選択可

(注1)AIMは、規制市場ではないが、自主規制により、連結はEUが採用したIFRSを採用。

(注2)会社法の分類と同様

< 英国の証券市場 >

- EUによる規制の対象となるロンドン証券取引所
- 新興企業を対象としたAIM(Alternative Investment Market)
- 小規模企業を対象としたPLUS

(2) 会社分類

- 現在のイギリスでは、1985年会社法を抜本的に改正した2006年会社法が施行されており、当該会社法により会社分類がなされている。
- まず、小規模企業(Small)が定義されている(s.382)。ただし、公的企業、銀行、電子マネー-発行企業等は除かれる(s.384)。次に、中規模企業(Medium)が定義されている(s.465-467)。それ以外は大規模企業(Large)とされる。具体的には、以下の2つ以上の規準を合致するか否かに応じて分類される。

区分	総資産(ポンド)	売上高(ポンド)	平均従業員数(人)
大	11,400千超 (15億円超)	22,800千超 (30億円超)	250超
中	11,400千以下 (15億円以下)	22,800千以下 (30億円以下)	250以下
小	2,800千以下 (4億円以下)	5,600千以下 (7億円以下)	50以下

(*)6月末レート：1£ = 133円で換算

- 第4次会社法指令に従って作成される個別財務諸表、及び、第7次会社法指令に

よって作成される連結財務諸表について、一定規模以下の会社を除き、監査が求められている。

(3) イギリスにおける会計基準の特徴

2006 年会社法の第 15 部「会計と報告 (Accounting and Report)」に会計に関する規定がある。

- 会社法は、伝統的に「真実かつ公正な概観 (true and fair view)」を会計基準の考え方の中心に位置付けており、IFRS 適用後も変更はない。
- 会社法は、財務諸表が企業の真実かつ公正な概観を提供することを取締役に求めているが、特定の会計基準の適用を強制しているものではない。
- 財務報告評議会 (Financial Reporting Council : FRC) のもとで、会計基準審議会 (Accounting Standards Board : ASB) が、会計基準の制定、改廃を行っている。
- ASB の作成する財務報告基準 (Financial Reporting Standards : FRS) が UK-GAAP として位置付けられている。小規模企業向けに FRSSSE (Financial Reporting Standards for Small Entities) が存在する。
- 会社法及び会計基準における不十分な点あるいは矛盾点を解決する機関として、ASB の下に緊急課題専門委員会 (Urgent Issues Task Force : UITF) があり、UITF が発する指針も存在する。

(4) 最近の動向 : ASB の提案

ASB は、UK-GAAP の将来の姿と IFRS とのコンバージェンスに関する戦略として、2010 年 2 月 1 日をコメント期限とする提案 (CONSULTATION PAPER) を 2009 年 8 月に公表した。本提案の主な内容は、以下の通り。

- 「公的説明責任」を基本的視点として、異なる会計基準を適用する。
- (注) 公的説明責任については、2006 年英国会社法において公的企業及び認可された保険企業、銀行、電子マネー-発行者、保険市場を運営する企業等とされている。これに対して、ASB は、負債証券ないし持分証券が、証券市場で取引されている等の場合や預金受入企業ないし主要なビジネスとして外部企業に広く一般に与信を提供している企業 (銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー/ディーラー、投資信託、投資銀行が典型的) とする提案を行っている。
- 小規模企業以外の企業のうち、公的説明責任がある企業に EU が採用する IFRS、公的説明責任がない企業には IFRS for SME を適用する。小規模企業には、FRSSSE を適用する。

階層	会計基準	企業のタイプ/性質
Tier1	EU が採用する IFRS	EU 上場企業-連結 AIM (新興企業を対象とした市場の上場企業) 公的説明責任のある企業(公的説明責任がある 100%子会社含む)
Tier2	IFRS for SME	公的説明責任のない企業
Tier3	FRSSE	小規模企業 (現行と同様)

(注1) Tier2 及び Tier3 の企業が、より上位の会計基準を採用することは可能。

(注2) ASB の提案では、小規模企業は以下のように提案されている。

項目	2 つ以上の規準に該当	円換算額 (*)
売上高	6,500 千ポンド以下	約 8.6 億円以下
総資産	3,260 千ポンド以下	約 4.3 億円以下
従業員の平均	50 人以下	-

(*) 6 月末レート : 1 £ = 133 円で換算

3. ドイツ

(1) 会計基準の適用関係

区 分	上場 ¹	非上場
連結財務諸表	IFRS	IFRS or ドイツ基準
個別財務諸表	ドイツ基準	ドイツ基準

(注1) ドイツ証券取引所への上場

(注2) 個別財務諸表において、IFRS を適用することは認められていないが、任意に開示することは認められている。

(2) 会社分類

- すべての資本会社 (株式会社 : AG、有限会社 : GmbH など) は、商法の定めるドイツ会計基準に基づき、財務諸表の作成義務が課せられているが、会社の規模により、軽減規定も適用される。
- 会社の規模は、総資産、売上高、従業員数に基づき、大、中、小の 3 段階に区別され、3 つの規準のうち 2 つの規準を 2 期連続して充足した場合、当該区分の会社とみなされる。ただし、資本市場に関係する会社 (株式・社債などの上場) の場合は、この区分上、小規模あるいは中規模であっても、大会社として扱われる。

区分	総資産（ユーロ）	売上高（ユーロ）（*）	平均従業員数（人）
大	19,250 千 超 （21 億円超）	38,500 千 超 （42 億円超）	250 超
中	19,250 千 以下 （21 億円以下）	38,500 千 以下 （42 億円以下）	250 以下
小	4,840 千 以下 （5 億円以下）	9,680 千 以下 （11 億円以下）	50 以下

（*）6 月末レート：1€ = 109 円で換算

- 大会社の監査は、経済監査士又は経済監査会社が行うが、中会社の監査は、そのほか宣誓帳簿監査士又は帳簿監査会社も行える。また、小規模会社は監査義務が免除されている。

(3) ドイツにおける会計基準の特徴

- ドイツ基準は商法（“Handelsgesetzbuch”：ドイツ商法典（HGB））において規定されている。このほか、公認会計士協会の公表する実務指針、ドイツ連邦法務省との契約により委任された民間団体である会計基準委員会が公表する会計基準があるが、後者は連結財務諸表に関する諸原則の適用についての提言など、連結財務諸表に限られている。
- 商法上の年度決算書は利益配当の基礎であり、また税務上の利益算定においてもその基準性を保持している。

(4) 最近の動向

2009 年 5 月 25 日付けで連邦官報に公示された「ドイツ会計基準近代化法（Gesetz zur Modernisierung des Bilanzrechts：BilMoG）により、以下の方向で、ドイツ商法が改正された。

- HGB の国際化（IFRS へのコンバージェンス）
- IFRS と等価値であるが簡便でコストパフォーマンスのよい選択肢の提供
 - ・ 報告する情報を拡充しているが、中小企業については、中小企業のニーズを考慮し、一部簡略化している¹
 - ・ 選択権の廃止²

¹小規模会社への税効果会計の適用免除のほか、オフバランス取引、関連当事者の注記について、小規模会社は記載不要、中規模会社は記載内容の一部簡略化などの取扱いが定められている。

²税法上、逆基準性の原則（利益計算における税務上の選択権は商法上の年次決算と一致して行使されなければならないという原則）が廃止されており、今後は個別に、継続して記録される台帳に登録することが、税務上の選択権の要件となる。

4. フランス

(1) 会計基準の適用関係

	EURONEXT 上場	EURONEXT 上場以外
連結財務諸表	IFRS	IFRS or フランス基準
個別財務諸表	フランス基準	フランス基準

(注 1) 個別財務諸表に IFRS を適用することは認められていない(追加情報としては可)。

(注 2) EURONEXT 上場以外には、中小企業向け資本市場の MARCHE LIBRE とベンチャービジネス向けの資本市場である MARCHE ALTERNEXT も含まれる。

(2) 会社分類

- すべての会社は、フランス基準に基づき、財務諸表の作成義務が課せられている。
- 会社区分については、以下の 3 つのうち 2 つが規準を充足した場合は当該区分の会社とみなされる。中規模及び小規模会社は、貸借対照表及び損益計算書について、科目の集約などの一部簡略化が認められている。
- 株式会社及び株式合資会社については監査義務の免除はないが、有限会社、合資会社及び合名会社については一定の範囲で免除されている。

区分	総資産(ユーロ)	売上高 (ユーロ)(*)	平均従業員数(人)
大	3,650 千 超 (4.0 億円超)	7,300 千 超 (8.0 億円超)	50 超
中	3,650 千 以下 (4.0 億円以下)	7,300 千 以下 (8.0 億円以下)	50 以下
小	267 千 以下 (0.3 億円以下)	534 千 以下 (0.6 億円以下)	10 以下

(*) 6 月末レート：1€ = 109 円で換算

(3) フランスにおける会計基準の特徴

- フランス基準は、国家会計審議会(CNC、経済財政相の諮問機関)により作成されたプラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)において規定されている。
- 会計と税務との関係では、商法と税務における会計規制が、PCG により共通的に記載される(税法で使う情報の基礎となるのは PCG)。

(4) 最近の動向

- PCG と IFRS との相違には、評価差益、リース、金融商品の公正価値、税効果会計等があるが、PCG の改正により両者の差異は縮小傾向にある。

5. アメリカ

(1) 会計基準の適用関係

区 分	上場(注 1)	非上場
連結財務諸表	米国会計基準	米国会計基準等
個別財務諸表	該当なし	該当なし

(注 1) SEC 登録会社を指す。

(2) 会社分類

- SEC 登録会社には、財務会計基準審議会（FASB）が公表する米国会計基準及び SEC による規則・解釈指針等を適用することが義務付けられている。
- SEC 登録会社以外による財務諸表の作成義務は、州法の定めによる。例えば、カリフォルニア州法においては、米国会計基準に準拠して財務諸表を作成することは求められているが、こうした定めがない州もある。但し、監査対象の財務諸表については、多くの場合、米国会計基準に準拠して作成されているものと考えられる。
- SEC 登録会社等に監査義務が設けられている。

(3) アメリカにおける会計基準の特徴

- 2002 年のノーウォーク合意以降、FASB は、米国会計基準と IFRS との収斂に向けた作業を進めている。
- 2009 年 9 月 15 日から FASB Accounting Standards Codification™（FASB による会計基準のコード化体系）により、会計基準の複雑化に対応するために項目毎に分類・整理されたものを正本として利用している。
- 会計基準と税法とは、後入先出法等の例外を除き、直接の関係がない。

(4) 最近の動向

- 米国では、2009 年 12 月、米国公認会計士協会（AICPA）、財務会計財団（FAF）及び州別会計委員会全米協会（NASBA）が、非上場会社の会計基準のあり方（非上場会社向けに別個の会計基準が必要か否かを含む）について、審議会（ブルーリボンパネル）を設置して検討を開始している。
- 同審議会は、中小企業関係者、会計専門家、財務諸表利用者、大学関係者を含む 18 名のメンバーと関係省庁を含むオブザーバーから構成されており、5 回程度の審議を経て、2010 年中に報告書を取りまとめることが予定されている。報告書は、その後、FAF 評議員会に提出され、その後に公開協議がされる予定である。

6. 韓国

(1) 会計基準の適用関係

	～ 2008 年	2009 年～ 2010 年	2011 年～
早期適用会社(注 1)	K-IFRS (韓国語版) (注 2)		
上場会社	現行 (韓国) 企業会計基準		K-IFRS (韓国語版) or 一般企業会計基準
非上場会社			

(注 1) 上場会社・非上場会社を問わない。

(注 2) 連結財務諸表及び個別財務諸表に適用される。

(2) 会社分類

- 韓国では、「中小企業基本法」で定める一定の要件³を満たす中小企業に該当する場合には、その会計処理負担を緩和するため、企業会計基準書第 14 号 (中小企業会計処理特例) を適用することができる⁴⁵。
- 中小企業対応の企業会計基準書第 14 号は、2011 年以降に、非上場会社に対して適用される「一般企業会計基準」の第 31 章として現行のまま維持されることとされている。
- 韓国では「株式会社の外部監査に関する法律 (以下「外監法」という)」にて法定監査を規定している。外監法は、以下 から を対象に財務諸表を作成して、外部監査人による会計監査を受けることを要求している。

直前の事業年度末の資産総額が 100 億ウォン (約 7.2 億円)⁶以上である株式会社
上場会社

次の事業年度中に上場会社になろうとする株式会社

なお、2009 年 12 月末の外監法施行令の改正により、直前の事業年度末の資産総額が 70 億ウォン (約 5.0 億円) 以上で負債総額が 70 億ウォン (約 5.0 億円) 以上の株式会社と、直前の事業年度末の資産総額が 70 億ウォン (約 5.0 億円) 以上で従業

³ 中小企業と大企業のカテゴリ要件は、業種ごとに規定されており、さらにそれらの要件に加えて勤労者数や資本金又は売上高の規模、独立性基準といった一定水準の要件を満たすことが必要とされている。

⁴ 主要な適用例としては、重要な影響力を行使することができる持分証券に対しては持分法を適用しないことができる、法人税費用は、法人税法などの法令によって納付すべき金額とすることができる。すなわち税効果会計を適用しないこともできる、有形固定資産及び無形固定資産の耐用年数及び残存価額は法人税法上の規定に従うこともできる、といったことが挙げられている。

⁵ KPMG 「韓国のビジネス実務ガイドブック」(2008 年度版)

⁶ 平成 22 年 6 月末レート：1 ウォン = 0.0715 円で換算

員数が 300 人以上の株式会社が会計監査の対象として追加されている。

(3) 韓国における会計基準の特徴

- 民間会計原則制定機関である「韓国会計基準院」が、金融委員会の委託を受けて、会計基準の制定及び改正を行っている。
- 2011 年以降に非上場会社に適用される「一般企業会計基準」は、主に以下のような特徴を有している。
 - ・ 韓国採択国際会計基準（K-IFRS）を適用しない非上場会社の負担を緩和させるための別途の簡略な会計基準である。
 - ・ 国際会計基準に近い現行の企業会計基準の維持を最優先とするものの、企業の作成負担の緩和及び国際的な適合性維持を順次に考慮している。
 - ・ 会計主題別の基準書形態として散在していた現行の企業会計基準を一つにし、便覧式に纏めて利用者の便宜を高めている。
 - ・ 一般企業会計基準の適用時に、現行の企業会計基準と異なる事項は遡及適用せず、非遡及的に処理することにより企業の負担を緩和することとしている。

(4) 最近の動向

- 韓国では、2011 年 1 月 1 日より、上場会社は IFRS、非上場会社は「一般企業会計基準」を適用することとされている。
- 2009 年から IFRS の早期適用が認められており、このタイミングに合わせて、非上場会社も、2009 年から IFRS を適用することが出来ることとされている。ただし、IFRS を適用した後、IFRS から一般企業会計基準に戻ることはできない。

以上